

おおふなぽーとの利用と連休中のイベントのお知らせ

おおふなぽーとは、1階に市内の観光や物産情報を発信する観光交流施設があります。

2階は、お子さんが思いっきり遊び、お父さん、お母さんが一緒に安心してくつろぎ、高齢者・障がい者も使いやすい交流施設となっています。

3階および屋上広場は、平常時は展望スペースとなるほか、津波が発生した際、高台の避難場所（大船渡保育園および加茂神社）に逃げ遅れる人の一時避難場所となります。貸館も行っていきますので、ぜひご利用ください。

■施設利用・貸館について

- 1階、3階（展望デッキ）、屋上広場
- ▽開館時間 午前9時から午後6時まで
- ▽貸館施設 多目的広場、ピロティ



※施設の利用については、観光案内所 ☎019222 に問い合わせください。

■2階

▽貸館時間 午前9時から午後9時まで

▽貸館施設 展示室、多目的室1・2、和室、会議室、スタジオ1・2

※自習スペースやコラボスクリートは、自由に利用できません。また、和室、多目的室は予約優先となりますが、予約がない場合は、遊具を自由に使用できます。

■申込方法

午前9時から午後6時の間に2階カウンターで予約および利用料金を支払ってください。なお、電話などでの予約はできません。

▽施設利用料金 2階ホームページをご覧ください。問い合わせください。

4月27日(土)のイベント

■こいのぼり寿司をつくろう！

親子でこどもの日にちなんだこいのぼりの形の巻き寿司をつくりませんか？

【ホームページ】<http://ofunato-bkcc.jp/>

▽日時 4月27日(土) 午前11時～正午

▽会場 2階おカフェ

▽講師 菅野香澄さん(管理栄養士)

▽受講料 1人200円(材料費)

▽持参するもの エプロン、三角巾、タオル、マスク、ボウル、しゃもじ、飲み物

▽対象 親子

▽定員 5組10人

※定員になり次第締め切り。

▽その他 事前に予約申し込みをお願いします。託児はありません。



■ぐるぐるキャタピーで遊ぼう！

「ぐるぐるキャタピー」(サイバーホイール)に乗って、回転しながら遊びませんか？

▽期日 4月27日(土)

▽時間 午前10時～11時

・午後2時～3時

▽会場 2階多目的室

▽対象 1人2名でも遊べます。

▽その他 無料で利用できます。また、申し込みも不要です。

4月29日(月・祝)のイベント

■リズムあそび！

歌あそび・言葉あそび！リズムに合わせて全身体操をします。

また、歌や読み聞かせを楽しみます。

▽期日 4月29日(月・祝)

▽時間 午前11時～正午

▽会場 2階多目的室

▽講師 田島洋美さん(シンガー)

・小笠原洋子さん(音楽療法インストラクター)

・江刺由紀子さん(絵本専門士)

▽参加料 無料

▽対象 親子

▽定員 15組30人

▽その他 申し込みは不要です。託児はありません。

5月4日(土・祝)のイベント

■ゴスペルをみてみよう！

うたってみよう！

おどってみよう！

全身を使って、ゴスペルと音楽遊びを楽しみます。

▽期日 5月4日(土・祝)

▽時間 午後1時30分～2時30分

▽会場 多目的広場・ピロティ

▽主催 さんりくグレースゴスペルクワイヤ

▽共催 NPO法人おはなしころりん

▽参加料 無料

▽持参するもの タオル、飲み物

▽対象 1人2名でも

▽定員 30人

▽その他 申し込み不要、動きやすい服装で参加してください。託児はありません。

■貸館・イベントなどの申込先/問い合わせ先

おおふなぽーと内

NPO法人おはなしころりん

☎06001

固定資産税についてのお知らせ

▽問い合わせ先 税務課資産税係 ☎内線140・155・156・159

納付期限と

納税通知書の発送

- 平成31年度の固定資産税の納付期限は次のとおりです。
- 納税通知書は、5月7日(火)に発送する予定です。
- ▽第1期 5月31日(金)
- ▽第2期 7月31日(水)
- ▽第3期 9月30日(月)
- ▽第4期 12月2日(月)

1/2減免と全額減免

東日本大震災による津波で被害を受け、平成23年度から全額減免などの対象になっている土地や家屋の平成31年度の減免措置についてお知らせします。

① 1/2減免

全額減免などの対象になっている土地や家屋のうち、使用されている、または、使用が可能と認められる土地や家屋は、平成31年度か

② 全額減免

津波の被害を受けたままで使用できない場合や、津波のため家屋を取り壊してさうら地になっている場合などは、引き続き対象資産の固定資産税を全額減免します。

固定資産縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧

5月7日(火)から平成31年度の固定資産縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳の閲覧ができます。



取り壊し家屋は届け出が必要です

固定資産税が課税されている家屋を取り壊した場合は、届け出が必要です。税務課の職員が確認に伺いますので、ご連絡ください。

固定資産縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧

	縦覧	閲覧
期 間	5月7日(火)～5月31日(金) ※土・日曜日を除く	5月7日(火)～【通年】 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く
場所・時間	本庁税務課 午前8時30分～午後5時15分(月・金曜日は午後6時30分まで)	本庁税務課＝午前8時30分～午後5時15分(月・金曜日は午後6時30分まで) 三陸支所＝午前8時30分～午後5時15分
縦覧・閲覧の対象	土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿 ※所有者などの個人情報は記載されていません	固定資産課税台帳
縦覧・閲覧ができる人	① 固定資産税の納税義務者 ② ①の代理人 ③ 納税管理人	① 固定資産税の納税義務者 ② 借地人、借家人 ③ 固定資産の処分をする権利を有する人 ④ ①～③の代理人 ⑤ 納税管理人
必要なもの	・免許証など本人確認ができるもの ・代理人の場合は委任状	・印鑑 ・代理人の場合は委任状 ・借地人、借家人は賃貸借契約書 ・固定資産の処分をする権利を有する人はそれを証明する書類
手数料	無料	1通300円(縦覧期間中は無料)